

電子納品運用ガイドライン

内容	旧		新	
	頁	内容	頁	内容
年月	表紙	平成 27 年 4 月	表紙	平成 29 年 4 月
1-1 運用ガイドラインの取り扱い		岐阜県建設 CALS/EC ホームページ ( <a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kendo/gijutsukanri/kensetsu-joho/kensetsu-cals-ec/index.html">http://www.pref.gifu.lg.jp/kendo/gijutsukanri/kensetsu-joho/kensetsu-cals-ec/index.html</a> )		岐阜県建設 CALS/EC ホームページ ( <a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/index_4434.html">http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/gijutsu-kanri/11656/index_4434.html</a> )
1-4 本ガイドラインと国土交通省における基準類との関係		「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン(案)」		「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン」
2-1 電子納品に関する規定 岐阜県が適用する国の要領と、 年度別の適用要領との関係		工事完成図書の電子納品要領(案) CAD 製図基準(案) デジタル写真管理情報基準(案) 土木設計業務等の電子納品要領(案) 測量成果電子納品要領(案)		工事完成図書の電子納品要領 CAD 製図基準 デジタル写真管理情報基準 土木設計業務等の電子納品要領 測量成果電子納品要領  H29 年度の追加
3-2-1 業務計画・施工計画 (2) 業務計画書・施工計画書の作成 3) 電子成果品の作成 (D) 納品用電子媒体		納品に使用する電子媒体は CD-R とし、品質の信頼性が高いと思われるメーカー(できれば日本製)の「インクジェット用白色レーベル」又は「白色レーベル」を使用する。ラベル面の情報は、専用プリンタによる直接印刷か油性フェルトペンによる手書きとし、先の固いペンによる手書きとし、先の固いペンの使用やラベルシール類の貼り付けは不可とする。		納品に使用する電子媒体は CD-R 又は DVD-R とし、品質の信頼性が高いと思われるメーカー(できれば日本製)の「インクジェット用白色レーベル」又は「白色レーベル」を使用する。ラベル面の情報は、専用プリンタによる直接印刷か油性フェルトペンによる手書きとし、先の固いペンの使用やラベルシール類の貼り付けは不可とする。 基本的には CD-R または DVD-R を使用とするものとする。

		基本的には CD-R の使用とするが、データ量が多い場合には DVD-R の使用も可とする。	
3-3-1 書類・図面等の作成 (1) 写真の撮影		目的に応じた適切な有効画素数の設定	有効画素数は、 <u>黒板の文字が判読できる 100～300 万画素程度に設定</u>
3-4-1 成果品の作成 (2) 電子媒体作成		受注者は、作成した成果品の電子データを、市販の「電子納品支援ソフト」を用いて電子納品要領・基準類に示された所定の納品形式にとりまとめるとともに、電子データを格納した CD-R (正 1) を作成する。 なお、CD-R が複数枚におよぶ場合については、受発注者の協議により、DVD-R (Digital Versatile Disk Recordable)での作成も可とする。	受注者は、作成した成果品の電子データを、市販の「電子納品支援ソフト」を用いて電子納品要領・基準類に示された所定の納品形式にとりまとめるとともに、電子データを格納した CD-R <u>または DVD-R (正 1) を作成する。</u> なお、 <u>電子媒体が複数枚におよぶ場合については、「電子納品要領 7-4 成果品が複数枚に渡る場合」の処置に従って作成する。</u>
全体		CD-R	電子媒体
3-4-3 成果の内容確認 (1) 電子媒体の確認		提出された電子媒体について、「インクジェット用白色レーベル」あるいは「白色レーベル」の CD-R の使用とラベル面の正確な記載について確認を行う。 背表紙ラベルは、正について貼り付けられていることを確認する。なお、スリムケースの普及により、担当者との協議により貼り付けが省略されていても良いものとする。	提出された電子媒体について、「インクジェット用白色レーベル」あるいは「白色レーベル」の <u>電子媒体</u> の使用とラベル面の正確な記載について確認を行う。
全体		CORINS TECRIS	コリンズ テクリス
3-4-3 成果の内容確認		・黒板の文字が判読できる可能な画素数となって	・黒板の文字が判読できる <u>100～300 万画素</u> となっている

(6) 電子データの検査		<p>いるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•写真の編集が行われていないか(回転・パノラマ・明るさ調整も禁止事項)</li> <li>•他の工事の写真が流用されていないか</li> </ul>		<p>か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•写真の編集が行われていないか(回転・パノラマ・明るさ調整も禁止事項)</li> <li>•他の工事の写真が流用されていないか(電子納品チェックシステム(CS-GV岐阜県版)でチェックを行う)</li> </ul>
4-1 電子納品適用項目				<u>i-Construction 工事関連データ</u>
4-1 電子納品適用項目 表 4-1 その他				<u>i-Construction に係る電子データファイル</u> <u>適用：</u> <u>形式：関係基準参照</u> <u>格納フォルダ：ICON</u>
4-1 電子納品適用項目 表 4-1 注釈				<u>また、オリジナルファイルは拡張子が4文字のファイルでも拡張子そのまま格納できる。</u>
4-4-3 有効画素数		<p>黒板の文字が判読できる確認できることを指標とする。</p>		黒板の文字が判読できる <u>100~300万画素程度</u> とする。
4-4-5 写真データの取り扱い 表 4-3		<ul style="list-style-type: none"> <li>•電子メールを活用した情報共有における運用指針(案)</li> </ul>		•電子メールを活用した情報共有における運用指針
4-7 i-Construction 工事関連データ				<u>4-7 i-Construction 工事関連データ</u> <u>i-Construction 関連データは、ルート直下に「ICON」フォルダを作成し、関連要領に従い納品する。</u>
5-1 電子納品適用項目 表 5-1				<u>i-Construction 工事関連データ</u> <u>適用：</u> <u>書類管理ファイル名：不要</u>

			フォルダ名：ICON
5-2 業務関係書類の取り扱い 表 5-2 注釈			また、オリジナルファイルは拡張子が4文字のファイルでも <u>拡張子はそのまま格納できる。</u>
5-5 i-Construction 工事関連データ			<u>5-5 i-Construction 工事関連データ</u> <u>i-Construction 関連データは、ルート直下に「ICON」フォルダを作成し、関連要領に従い納品する。</u>
6-3 2段撮影、複数区域、複数等級等の場合のフォルダ構成 (2) ファイル命名規則による区分 図中	拡張子3文字：オリジナルファイル作成ソフト固有の拡張子		<u>オリジナルファイル作成ソフト(.XXX) 固有の拡張子</u>
6-8-1 用地測量成果の電子納品 (1) 電子化実施方針	用地測量成果の電子納品については、「測量成果の電子納品要領」にしたがって行う。		用地測量成果の電子納品については、「測量成果の電子納品要領」にしたがって行う。 <u>また、紙媒体で納品するものについては、用地調査等共通仕様書用地課で別途定めている運用に従うこと。</u>